大阪府芸術文化振興補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　府は、府民に優れた芸術文化の鑑賞機会などを提供し、芸術文化の振興を図るため、予算の定めるところにより、府内の芸術文化団体（以下「団体」という。）が自主的に行う有意義な事業に対し芸術文化振興補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象団体）

第２条　補助の対象となる団体は、次に掲げる芸術文化の分野において、府内に活動の拠点を置き広域にわたって自主的に有意義な芸術文化活動を行い、かつ、大阪府の文化振興に寄与していると認められ、実績を有するものとする。ただし、大阪府補助金交付規則第二条第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

(1)　舞台芸術（邦楽、洋楽、オペラ、新劇、若者演劇、児童劇、邦舞、バレエ、現代舞踊、古典芸能、大衆芸能及び民族芸能）

(2)　文芸

(3)　美術

(4)　その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認めるもの

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業は、文化を通じた次世代育成を主たる目的とする、次に掲げるものとする。

(1)　舞台芸術事業（公演事業、ワークショップ等の事業）

(2)　出版等による文化普及事業

(3)　美術振興事業

(4)　その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は舞台費、美術作品借料、文芸費、出演料、音楽費、会場費、印刷費、宣伝費及びその他知事が芸術文化の振興を図るため必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内、かつ上限1,000千円（ただし、補助対象経費から入場料、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額の範囲内）とし、予算の範囲内において交付する。ただし、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる事業については、上限2,000千円とすることができる。

（事業計画書の提出）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体は、大阪府芸術文化振興事業計画書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の内定通知）

第７条　知事は、前条の事業計画書を受理した場合はその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときはその金額を内定し、補助金の交付を受けようとする当該団体に対し、通知するものとする。

２　知事は、前項の補助金を交付すべきものと認めるにあたっては、あらかじめ大阪府市文化振興会議の意見を聴いて決定するものとする。

（補助金交付の申請）

第８条　前条の規定により内定通知を受けた団体は、大阪府芸術文化振興補助金交付申請書並びに要件確認申立書及び暴力団等審査情報（様式第２号）を所定の期日までに知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　定款、寄附行為又は規約及び役員名簿

(2)　前号に掲げるものの他知事が必要と認める書類

（補助金の交付条件）

第９条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1)　補助金の交付を受けた団体は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしなければならない。

(2)　補助金の交付を受けた団体は、補助事業について証拠書類その他関係書類を整備するとともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年度間保存しなければならない。

２　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の20％を超えない額の経費配分の変更をいう。

３　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更とは、当初の事業との同一性が認められる範囲内の変更をいう。

４　規則第６条第１項第１号及び第２号の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、大阪府芸術文化振興補助金変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（補助金交付の申請の取下げ）

第10条　補助金の交付の申請をした団体は、規則第７条の規定による通知を受けとった日から起算して７日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第11条　規則第１２条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内に大阪府芸術文化振興事業実績報告書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の事業実績報告書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第12条　補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第５条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付する。

２　前項のただし書き規定により補助金の交付を受けようとする団体は、規則第７条の規定による通知を受けた日以後、速やかに大阪府芸術文化振興補助金交付請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金の額の確定後その全額の交付を受けようとするときは、この限りでない。

（附則）

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成20年８月26日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成23年３月31日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成23年５月30日から施行し、平成23年４月１日から適用する。

（附則）

この要綱は、平成24年１月28日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成26年１月22日から施行する。ただし、平成26年度の補助事業から適用し、平成25年度の補助事業については、なお従前の例によることとする。

（附則）

この要綱は、平成28年２月23日から施行する。ただし、平成28年度の補助事業から適用し、平成27年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

（附則）

この要綱は、平成29年１月13日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成30年12月26日から施行する。ただし、平成31年度の補助事業から適用し、平成30年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

（附則）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和３年11月９日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和５年11月17日から施行する。ただし、令和６年度の補助事業から適用し、令和５年度の補助対象事業については、なお従前の例による。